

## 「相続定期貯金」説明書

(令和8年4月1日現在)

商品名	相続定期貯金 (スーパー定期貯金<単利型>)(自動継続)	相続定期貯金 (大口定期貯金)(自動継続)
ご利用いただける方	個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当する方 ①JAで相続手続きをされた方(手続き完了から3カ月以内) ②JA以外で相続手続きをされた方(手続き完了から3カ月以内) ※②の方は、相続を証明するもの(遺産分割協議書や除籍謄本等)が必要。	
期 間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。 ※窓口のみの取扱いとなります。JAバンクアプリプラス・JAネットバンク・ATMではお預け入れができません。	
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入(新たなご資金に限ります。) ・100万円以上1,000万円未満 ※相続により取得した金額の範囲内となります。 ・1円単位	・一括預入(新たなご資金に限ります。) ・1,000万円以上5,000万円未満 ※相続により取得した金額の範囲内となります。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法	店頭金利 + 年 0.3% ※自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金<単利型>の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	店頭金利 + 年 0.3% ※自動継続の場合には、原則として大口定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	ー	
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日まで に解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30%

		<p>C <math display="block">\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載(通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示)の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率 - 約定利率 × 30% B <math display="block">\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>	
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:083-976-6851)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山口県弁護士会仲裁センター (電話:083-922-0087) 広島弁護士会仲裁センター (電話:082-225-1600) 福岡県弁護士会紛争解決センター (北九州)(電話:093-561-0360) (福岡)(電話:092-791-1840) (久留米)(電話:0942-30-0144) 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249) 民間総合調停センター(大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・諸情勢等により、取り扱い内容を変更または終了させていただく場合があります。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 山口県